

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案について

高 校 教 育 課

1 改正の理由及び内容

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）並びに教育職員免許法施行規則等の一部を改正する等の省令（令和4年文部科学省令第22号）により、令和4年7月1日に教員免許更新制に係る事務が廃止されたことに伴い、当該更新制に係る規定を削除するほか、所要の改正を行う。

2 施行期日

公布の日

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法施行細則（昭和 35 年長野県教育委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「〔省令〕という。）、」を「〔省令〕という。〕及び」に改め、「。以下〔施行法省令〕という。）、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 9 号。以下〔改正省令〕という。〕及び免許状更新講習規則（平成 20 年文部科学省令第 10 号）を削る。

第 4 条第 5 項中「第 5 条第 5 項」を「第 5 条第 4 項」に改める。

第 5 条から第 11 条までを削る。

第 12 条第 1 項中「様式第 16 号」を「様式第 9 号」に改め、「の各号」を削り、同条第 2 項中「教育委員会」を「長野県教育委員会（以下〔教育委員会〕という。）」に改め、同条を第 5 条とする。

第 13 条中「様式第 17 号」を「様式第 10 号」に改め、「の各号」を削り、同条を第 6 条とする。

第 14 条中「、第 4 条、第 12 条及び第 13 条」を「及び第 4 条から前条まで」に改め、同条を第 7 条とする。

第 15 条中「第 65 条の 11」を「第 65 条の 9」に、「様式第 18 号」を「様式第 11 号」に改め、同条を第 8 条とする。

第 16 条中「様式第 19 号」を「様式第 12 号」に改め、「の各号」を削り、同条第 1 号中「様式第 20 号」を「様式第 13 号」に改め、同条を第 9 条とする。

第 17 条中「施行法省令」を「教育職員免許法施行法施行規則」に、「様式第 21 号」を「様式第 14 号」に改め、同条を第 10 条とする。

第 18 条を第 11 条とし、第 19 条から第 22 条までを 7 条ずつ繰り上げる。

第 23 条中「、第 4 条及び第 9 条から第 13 条」を「及び第 4 条から第 6 条」に改め、同条を第 16 条とする。

別表第 1 中「（第 18 条関係）」を「（第 11 条関係）」に改める。

別表第 2 中「（第 19 条関係）」を「（第 12 条関係）」に改め、同表の 2 中「第 19 条」を「第 12 条」に改める。

別表第 3 中「（第 20 条関係）」を「（第 13 条関係）」に改め、同表の 2 中「附則第 38 項」を「附則第 35 項」に改める。

別表第 4 中「（第 21 条関係）」を「（第 14 条関係）」に改める。

様式第 9 号から様式第 15 号までを削り、様式第 16 号中「（第 12 条関係）」を「（第 5 条関係）」に改め、同様式を様式第 9 号とする。

様式第 17 号中「（第 13 条関係）」を「（第 6 条関係）」に改め、同様式を様式第 10 号とする。

様式第 18 号中「（第 15 条関係）」を「（第 8 条関係）」に改め、同様式を様式第 11 号

とする。

様式第 19 号中「(第 16 条関係)」を「(第 9 条関係)」に改め、同様式を様式第 12 号とする。

様式第 20 号中「(第 16 条関係)」を「(第 9 条関係)」に改め、同様式を様式第 13 号とする。

様式第 21 号中「(第 17 条関係)」を「(第 10 条関係)」に改め、同様式の 1 中

「有効期間の満了の日
授与条件」
を

「授与条件」
に改め、同様式を様式第 14 号とする。

年

月

日

」
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高校教育課

教育職員免許法施行細則新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「法」という。）、教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号。以下「施行法」という。）、教育職員免許法施行令（昭和24年政令第338号）、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「省令」という。）及び教育職員免許法施行法施行規則（昭和29年文部省令第27号）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条（略） （教育職員検定の申出等）</p> <p>第4条（略） 2～4（略）</p> <p>5 法第5条第4項の規定による意見聴取の方法等については、別に定める。</p> <p>(削る)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「法」という。）、教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号。以下「施行法」という。）、教育職員免許法施行令（昭和24年政令第338号）、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「省令」という。）、<u>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。）及び免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）</u>の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条（略） （教育職員検定の申出等）</p> <p>第4条（略） 2～4（略）</p> <p>5 法第5条第5項の規定による意見聴取の方法等については、別に定める。 <u>（免許状更新講習を受講できる者）</u></p> <p>第5条 <u>免許状更新講習規則第9条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、県立学校又は市町村立学校の教員として任命された者で次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 長野県教育委員会又は市町村の教育委員会の教育長及び教育次長の職にある者</u></p> <p><u>(2) 長野県教育委員会又は市町村の教育委員会の事務局に置かれる課の長その他これに準ずる職にある者</u></p> <p><u>(3) 教育機関（学校を除く。）の長その他これに準ずる職にある者</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる者のほか、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事する者</u></p> <p>2 <u>免許状更新講習規則第9条第1項第3号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</u></p> <p><u>(1) 県立学校又は市町村立学校の教員として任命された者で、任命権者の要請に応じ、国、県若しくは市町村の職員又は免許状更新講習規則第9条第1項第3号のイ（国立大学法人法（平成15年法律第113号）第2条第1項に規定する国立大学法人（次条において「国立大学法人」という。）に限る。）</u>、<u>ロ若しくはニに掲げる法人の役員若しくは職員として学校教育又</u></p>

改正案	現行
(削る)	<p><u>は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者</u> <u>(2) 免許状更新講習規則第9条第1項第3号のハの学校法人の理事</u> <u>(3) 前2号に掲げる者のほか、前2号に掲げる者に準ずる者として長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める者</u> <u>(免許状更新講習の修了確認を受けなければならない者)</u></p> <p>第6条 <u>改正省令附則第3条第2号に規定する免許管理者が定める者は、前条第1項に規定する者とする。</u></p> <p>2 <u>改正省令附則第3条第3号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</u> <u>(1) 県立学校又は市町村立学校において教員として任命された者で、任命権者の要請に応じ、県若しくは市町村の職員又は国立大学法人の役員若しくは職員として学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者</u> <u>(2) 前条第2項第2号及び第3号に掲げる者</u> <u>(免許状更新講習を受ける必要のない者)</u></p>
(削る)	<p>第7条 <u>省令第61条の4第2号及び改正省令附則第10条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、第5条第1項に規定する者とする。</u></p> <p>2 <u>省令第61条の4第4号に規定する免許管理者が定める者は、第5条第2項各号に掲げる者とする。</u></p> <p>3 <u>改正省令附則第10条第1項第4号に規定する免許管理者が定める者は、前条第2項各号に掲げる者とする。</u> <u>(特に顕著な功労があつた者に対する表彰)</u></p>
(削る)	<p>第8条 <u>省令第61条の4第5号及び改正省令附則第10条第1項第5号に規定する免許管理者が指定する表彰は、次の各号に掲げる表彰であつて、免許状の有効期間の満了の日又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下「改正法」という。）附則第2条第3項に規定する修了確認期限までの10年間に表彰されたものとする。</u> <u>(1) 文部科学大臣による表彰であつて、教育長が別に定めるもの</u> <u>(2) 前号に掲げる表彰に準ずる表彰として教育長が別に定めるもの</u> <u>(有効期間の更新の申請)</u></p>
(削る)	<p>第9条 <u>法第9条の2第2項に規定する申請書は、有効期間更新申請書（講習修了者用）（様式第9号）とする。</u></p> <p>2 <u>法第9条の2第2項に規定する免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。</u></p>

改 正 案	現 行
(削る)	<p>(1) <u>教育職員免許状の写し、教育職員免許状の授与証明書、有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書のうちいずれかの書類</u></p> <p>(2) <u>免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、省令第61条の4各号のいずれかに該当する者が申請する場合における法第9条の2第2項に規定する申請書及び免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) <u>有効期間更新申請書（講習受講免除者用）（様式第10号）</u></p> <p>(2) <u>前項第1号に掲げる書類</u></p> <p>(3) <u>前条に規定する表彰を受けた者にあつては、その表彰状の写し（有効期間の延長の申請）</u></p> <p>第10条 <u>省令第61条の9第2項に規定する申請書は、有効期間延長申請書（様式第11号）とする。</u></p> <p>2 <u>省令第61条の9第2項に規定する免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) <u>前条第2項第1号に掲げる書類</u></p> <p>(2) <u>法第9条の2第5項に規定するやむを得ない事由を証する書類（旧免許状所持者の申請）</u></p>
(削る)	<p>第11条 <u>改正省令附則第9条第2項に規定する申請書及び免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。</u></p> <p>(1) <u>改正省令附則第9条第1項第1号の規定による申請 次に掲げる書類</u></p> <p><u>ア 更新講習修了確認申請書（様式第12号）</u></p> <p><u>イ 教育職員免許状の写し、教育職員免許状の授与証明書、更新講習修了確認証明書、改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書のうちいずれかの書類</u></p> <p><u>ウ 第9条第2項第2号に掲げる書類</u></p> <p>(2) <u>改正省令附則第9条第1項第2号の規定による申請 次に掲げる書類</u></p> <p><u>ア 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認申請書（様式第13号）</u></p> <p><u>イ 前号のイ及びウに掲げる書類</u></p> <p>(3) <u>改正省令附則第9条第1項第3号の規定による申請 次に掲げる書類</u></p> <p><u>ア 修了確認期限延期申請書（様式第14号）</u></p> <p><u>イ 第1号のイに掲げる書類</u></p> <p><u>ウ 改正法附則第2条第4項に規定するやむを得ない事由を証する書類</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(免許状の書換え又は再交付の申し出)</p> <p><u>第5条</u> 省令第71条の規定による免許状の書換え又は再交付の申し出は、教育職員免許状書換(再交付)申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>長野県教育委員会</u>(以下「教育委員会」という。)は、前項の規定による申し出に基づく免許状の書換え又は再交付の場合には、その旨並びに書換え又は再交付の年月日及びその理由を当該免許状に記載するものとする。</p> <p>(旧令による教員免許状を有する者の免許状交付の申し出)</p> <p><u>第6条</u> 前条第1項の規定にかかわらず、<u>施行法第1条第3項</u>に規定する旧令の教員免許状再交付の申し出は、教育職員免許状交付申請書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(現に教員として在職している者についての特例)</p> <p><u>第7条</u> <u>第2条及び第4条から前条まで</u>の場合において、当該申し出に係る者が現に教員として在職しているとき(県内の市町村立学校又は県立学校に在職する教員以外の者にあつては、その旨を在職する学校の長が証明した書類を添付する場合に限る。)は、第2条第2項第3号及び第4号並びに第4条第1項第3号及び第4号に規定する書類は、添付することを要しないものとする。</p> <p>(特別非常勤講師の届出書)</p> <p><u>第8条</u> 省令第65条の9に規定する届出書は、特別非常勤講師届出書(様式第11号)によるものとする。</p> <p>(免許教科以外の教科担任許可の申請)</p> <p><u>第9条</u> 省令附則第18項に規定する申請は、教科担任許可申請書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1) 学級編成及び免許教科別教員数調(様式第13号)</p>	<p>(4) <u>改正省令附則第9条第1項第4号</u>の規定による申請 次に掲げる書類</p> <p><u>ア</u> 免許状更新講習免除申請書(様式第15号)</p> <p><u>イ</u> 第1号のイに掲げる書類</p> <p><u>ウ</u> 第8条に規定する表彰を受けた者にあつては、その表彰状の写し</p> <p><u>エ</u> <u>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項第6号</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める者(平成20年文部科学省告示第51号)に該当する者にあつては、その旨を証する書類</p> <p>(免許状の書換え又は再交付の申し出)</p> <p><u>第12条</u> 省令第71条の規定による免許状の書換え又は再交付の申し出は、教育職員免許状書換(再交付)申請書(様式第16号)に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による申し出に基づく免許状の書換え又は再交付の場合には、その旨並びに書換え又は再交付の年月日及びその理由を当該免許状に記載するものとする。</p> <p>(旧令による教員免許状を有する者の免許状交付の申し出)</p> <p><u>第13条</u> 前条第1項の規定にかかわらず、<u>施行法第1条第3項</u>に規定する旧令の教員免許状再交付の申し出は、教育職員免許状交付申請書(様式第17号)に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(現に教員として在職している者についての特例)</p> <p><u>第14条</u> <u>第2条、第4条、第12条及び第13条</u>の場合において、当該申し出に係る者が現に教員として在職しているとき(県内の市町村立学校又は県立学校に在職する教員以外の者にあつては、その旨を在職する学校の長が証明した書類を添付する場合に限る。)は、第2条第2項第3号及び第4号並びに第4条第1項第3号及び第4号に規定する書類は、添付することを要しないものとする。</p> <p>(特別非常勤講師の届出書)</p> <p><u>第15条</u> 省令第65条の11に規定する届出書は、特別非常勤講師届出書(様式第18号)によるものとする。</p> <p>(免許教科以外の教科担任許可の申請)</p> <p><u>第16条</u> 省令附則第18項に規定する申請は、教科担任許可申請書(様式第19号)に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1) 学級編成及び免許教科別教員数調(様式第20号)</p>

改正案								現行									
(2) (略) (特別免許状及び臨時免許状の様式) 第10条 省令第72条第3項及び教育職員免許法施行法施行規則第9条第2項の規定により、特別免許状及び臨時免許状の様式は、様式第14号のとおりとする。								(2) (略) (特別免許状及び臨時免許状の様式) 第17条 省令第72条第3項及び施行法省令第9条第2項の規定により、特別免許状及び臨時免許状の様式は、様式第21号のとおりとする。									
第11条 (略)								第18条 (略)									
第12条 (略)								第19条 (略)									
第13条 (略)								第20条 (略)									
第14条 (略)								第21条 (略)									
第15条 (略)								第22条 (略)									
(書類の經由)								(書類の經由)									
第16条 第2条及び第4条から第6条までの規定により教育委員会に提出する書類で、県内の市町村立学校に在職する者に係るものは、所轄教育事務所長を經由しなければならない。								第23条 第2条、第4条及び第9条から第13条までの規定により教育委員会に提出する書類で、県内の市町村立学校に在職する者に係るものは、所轄教育事務所長を經由しなければならない。									
(別表第1) (第11条関係) (略)								(別表第1) (第18条関係) (略)									
(別表第2) (第12条関係)								(別表第2) (第19条関係)									
1 (略)								1 (略)									
2 法別表第3により免許状の授与を受けようとする者で、省令第11条第1項の表の備考第3号及び備考第4号並びに第12条の規定に該当するものの単位の修得方法								2 法別表第3により免許状の授与を受けようとする者で、省令第11条第1項の表の備考第3号及び備考第4号並びに第19条の規定に該当するものの単位の修得方法									
所要資格		在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数				大学が独自に設定する科目	所要資格		在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数				大学が独自に設定する科目
受けようとする免許状の種類				領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等			領域に関する専門的事項に関する科目			教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
	幼稚園教諭の一種免許状	4	20	2		11		3	幼稚園教諭の一種免許状	4	20	2		11		3	
		5	15	2		9		2		5	15	2		9		2	
小学校教諭の	4	20		2			11	3	小学校教諭の	4	20		2		11	3	

改正案								現行							
一種免許状	5	15		2		9	2	一種免許状	5	15		2		9	2
中学校教諭の	4	20		5		9	2	中学校教諭の	4	20		5		9	2
一種免許状	5	15		4		7	2	一種免許状	5	15		4		7	2
高等学校教諭	4	20		5		7	4	高等学校教諭	4	20		5		7	4
の一種免許状	5	15		4		5	4	の一種免許状	5	15		4		5	4
<p>(備考) 1の表の備考の規定は、この表の場合に準用する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(別表第3) (第13条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法別表第3により保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、省令附則第14項に該当するもののうち、<u>省令附則第35項</u>の適用を受けるものの単位の修得方法</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(別表第4) (第14条関係) (略)</p> <p>(様式第1号)～(様式第8号) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(様式第9号) (第5条関係) (略)</p> <p>(様式第10号) (第6条関係) (略)</p> <p>(様式第11号) (第8条関係) (略)</p> <p>(様式第12号) (第9条関係) (略)</p> <p>(様式第13号) (第9条関係) (略)</p>								<p>(備考) 1の表の備考の規定は、この表の場合に準用する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(別表第3) (第20条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法別表第3により保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、省令附則第14項に該当するもののうち、<u>省令附則第38項</u>の適用を受けるものの単位の修得方法</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(別表第4) (第21条関係) (略)</p> <p>(様式第1号)～(様式第8号) (略)</p> <p>(様式第9号) (第9条関係) (略)</p> <p>(様式第10号) (第9条関係) (略)</p> <p>(様式第11号) (第10条関係) (略)</p> <p>(様式第12号) (第11条関係) (略)</p> <p>(様式第13号) (第11条関係) (略)</p> <p>(様式第14号) (第11条関係) (略)</p> <p>(様式第15号) (第11条関係) (略)</p> <p>(様式第16号) (第12条関係) (略)</p> <p>(様式第17号) (第13条関係) (略)</p> <p>(様式第18号) (第15条関係) (略)</p> <p>(様式第19号) (第16条関係) (略)</p> <p>(様式第20号) (第16条関係) (略)</p>							

